

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和 7 年 4 月】

【問 2】 次の設備又は装置のうち、法令に基づく定期自主検査の実施頻度が 1 年以内ごとに 1 回とされていないもの はどれか。

- (1) 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融を行う屋内の作業場所に設置した局所排気装置
- (2) セメントを袋詰めする屋内の作業箇所に設置した局所排気装置に設けた除じん装置
- (3) トルエンを用いて洗浄を行う屋内の作業場所に設置したプッシュプル型換気装置
- (4) 弗化水素を含有する気体を排出する製造設備の排気筒に設置した排ガス処理装置
- (5) 硫酸を取り扱う特定化学設備

▶▶解説◀◀

- (1) 1 年以内ごとに 1 回：鉛則第 35 条（局所排気装置等の定期自主検査）第 2 項①。
- (2) 1 年以内ごとに 1 回：粉じん則第 17 条（局所排気装置等の定期自主検査）第 2 項①。
- (3) 1 年以内ごとに 1 回：有機則第 20 条の 2（プッシュプル型換気装置の定期自主検査）第 2 項。
- (4) 1 年以内ごとに 1 回：特化則第 30 条（定期自主検査）第 1 項③。
- (5) **2 年以内ごとに 1 回**：特定化学設備の定期自主検査は、2 年以内ごとに 1 回とされている。特化則第 31 条（定期自主検査）第 1 項①。

＊解答＊ (5)

【令和 6 年 4 月】

【問 3】 次の装置のうち、法令上、定期自主検査の実施義務が規定されているものはどれか。

- (1) 木材加工用丸のこ盤を使用する屋内の作業場所に設けた局所排気装置
- (2) 塩酸を使用する屋内の作業場所に設けた局所排気装置
- (3) エタノールを使用する作業場所に設けた局所排気装置
- (4) トルエンを重量の10%含有する塗料を用いて塗装する屋内の作業場所に設けた局所排気装置
- (5) アンモニアを使用する屋内の作業場所に設けたプッシュプル型換気装置

▶▶解説◀◀

安衛法第 45 条（定期自主検査）、安衛令第 15 条（定期自主検査を行うべき機械等）。

- (1) 規定されていない。木材加工用丸のこ盤を使用する屋内の作業場所に設けた局所排気装置、定期自主検査の対象とならない。粉じん則第 17 条（局所排気装置等の定期自主検査）第 1 項。
- (2) 規定されていない。塩酸は特定化学物質第 3 類に分類され、局所排気装置は定期自主検査の対象とならない。特化則第 7 条他（局所排気装置等の要件）
- (3) 規定されていない。エタノールを使用する作業場所の局所排気装置は、定期自主検査の対象とならない。エタノールはアルコールと呼ばれ、揮発性で特異な芳香と味をもつ無色の液体である。
- (4) **規定されている**：トルエンを 5 %を超えて含有するものは第 2 種有機溶剤であるため、屋内作業場に設けられた局所排気装置は定期自主検査の実施義務がある。有機則第 5 条（第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に係る設備）、第 20 条（局所排気装置の定期自主検査）。
- (5) 規定されていない。アンモニアは特定化学物質第 3 類に分類され、プッシュプル型換気装置は定期自主検査の対象とならない。特化則第 7 条他（局所排気装置等の要件）

解答 (4)

【令和 5 年 4 月】

【問 4】 次の装置のうち、法令上、定期自主検査の実施義務が規定されているものはどれか。

- (1) 塩化水素を重量の20%含有する塩酸を使用する屋内の作業場所に設けた局所排気装置
- (2) アーク溶接を行う屋内の作業場所に設けた全体換気装置
- (3) エタノールを使用する作業場所に設けた局所排気装置
- (4) アンモニアを使用する屋内の作業場所に設けたプッシュプル型換気装置
- (5) トルエンを重量の10%含有する塗料を用いて塗装する屋内の作業場所に設けた局所排気装置

▶▶解説◀◀

安衛法第 45 条（定期自主検査）、安衛令第 15 条（定期自主検査を行うべき機械等）。

(1) (2) (3) (4) 規定されていない

(5) **規定されている**：トルエンは第 2 種有機溶剤であるため、屋内作業場に設けられた局所排気装置は定期自主検査の実施義務がある。有機則第 5 条（第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に係る設備）、第 20 条（局所排気装置の定期自主検査）。

解答 (5)

【令和 3 年 10 月】

【問 2】 次の装置のうち、法令上、定期自主検査の実施義務が規定されているものはどれか。

- (1) 木工用丸のこ盤を使用する屋内の作業場所に設けた局所排気装置
- (2) 塩酸を使用する屋内の作業場所に設けた局所排気装置
- (3) アーク溶接を行う屋内の作業場所に設けた全体換気装置
- (4) フェノールを取り扱う特定化学設備
- (5) アンモニアを使用する屋内の作業場所に設けたプッシュプル型換気装置

▶▶解説◀◀

- (1) 規定されていない：木工用丸のこ盤を使用する作業場所の局所排気装置は、定期自主検査の対象とされていない。粉じん則第 17 条（局所排気装置等の定期自主検査）第 1 項。
- (2) 規定されていない：塩酸を使用する屋内の作業場所に設けた局所排気装置は定期自主検査の対象とされていない。特化則第 29 条（定期自主検査を行うべき機械等）、第 30 条（定期自主検査）。
- (3) 規定されていない：全体換気装置は定期自主検査の対象とされていない。安衛令第 15 条。
- (4) **規定されている**：フェノール等の特定化学物質第 2 類物質を製造し又は取り扱う特定化学設備については、2 年以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行わなければならないとされている。特化則第 31 条。
- (5) 規定されていない：アンモニアを使用する屋内の作業場所に設けたプッシュプル型換気装置は定期自主検査の対象とされていない。

解答 (4)

【平成 30 年 10 月】

【問 2】 次の装置のうち、法令に基づく定期自主検査を行わなければならないものはどれか。

- (1) 木材加工用丸のこ盤を使用する作業場所に設けた局所排気装置
- (2) アーク溶接を行う屋内作業場に設けた全体換気装置
- (3) エタノールを使用する作業場所に設けた局所排気装置
- (4) アンモニアを使用する作業場所に設けたプッシュプル型換気装置
- (5) 屋内の、フライアッシュを袋詰めする箇所[※]に設けたプッシュプル型換気装置

▶▶解説◀◀

安衛法第 45 条（定期自主検査）第 1 項。安衛令第 15 条（定期に自主検査を行うべき機械等）。

- (1) 該当しない：木材加工用丸のこ盤を使用する作業場の局所排気装置は、定期自主検査の対象設備に該当しない。粉じん則第 2 条別表第 1（粉じん作業）、粉じん則第 17 条（局所排気装置等の定期自主検査）。
- (2) 該当しない：全体換気装置は、定期自主検査の対象設備に該当しない。
- (3) 該当しない：エタノール（アルコール）は特定化学物質及び有機溶剤に該当しないので、エタノールを使用する作業場に設けた局所排気装置は定期自主検査の対象設備に該当しない。
- (4) 該当しない：アンモニアは特定化学物質第 3 類に分類されるが、アンモニアを使用する作業場のプッシュプル型換気装置は定期自主検査の対象設備に該当しない。特化則第 29 条（定期自主検査を行うべき機械等）、第 30 条。
- (5) **該当する**：フライアッシュを袋詰めする屋内の作業箇所に設置したプッシュプル型換気装置の定期自主検査は、1 年以内ごとに 1 回とされている。粉じん則第 17 条（局所排気装置等の定期自主検査）。

解答 (5)

【平成 30 年 4 月】

【問 7】 次の設備又は装置のうち、法令に基づく定期自主検査の実施頻度が1年以内ごとに1回とされていないものはどれか。

- (1) 硫酸を取り扱う特定化学設備
- (2) トルエンを用いて洗浄を行う屋内の作業場所に設置したプッシュプル型換気装置
- (3) 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融を行う屋内の作業場所に設置した局所排気装置
- (4) 弗化水素を含有する気体を排出する製造設備の排気筒に設置した排ガス処理装置
- (5) セメントを袋詰めする屋内の作業箇所に設置した局所排気装置に設けた除じん装置

▶▶解説◀◀

安衛法第 45 条（定期自主検査）第 1 項。安衛令第 15 条（定期自主検査を行うべき機械等）。

- (1) **該当しない**：硫酸を取り扱う特定化学設備の定期自主検査は、2 年以内ごとに 1 回とされている。特化則第 31 条（定期自主検査）。
- (2) 該当する：トルエンは第二種有機溶剤に分類されるため、その局所排気装置の定期自主検査は 1 年以内ごとに 1 回とされている。有機則第 20 条（局所排気装置の定期自主検査）。
- (3) 該当する：鉛化合物の製造等に関する局所排気装置等の定期自主検査は、1 年以内ごとに 1 回とされている。鉛則第 35 条（局所排気装置等の定期自主検査）。
- (4) 該当する：化水素を含有する気体を排出する製造設備に係る排ガス処理装置の定期自主検査は、1 年以内ごとに 1 回とされている。特化則第 10 条（排ガス処理装置）・第 29 条（定期自主検査を行うべき機械等）・第 30 条（定期自主検査）。
- (5) 該当する：セメントを袋詰めする屋内の作業箇所に設置した局所排気装置の定期自主検査は、1 年以内ごとに 1 回とされている。粉じん則第 17 条（局所排気装置等の定期自主検査）。

解答 (1)